

高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、激甚化・頻発化する風水害や発生確率が高まる南海トラフ地震等から住民の生命・財産を守るため、災害時における福祉避難所の円滑な運営に向けて、福祉避難所を設置・運営する際に必要となる施設改修や資機材整備を行う社会福祉施設等に対し、予算の範囲内で高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、福祉避難所の体制整備の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「協定福祉避難所」とは、災害時に要配慮者の受け入れ施設として本市と協定を締結している施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、協定福祉避難所を管理している社会福祉法人等及び新たに協定福祉避難所となる施設を管理している社会福祉法人等とする。

（交付の条件）

第4条 本補助金の交付については、香川県福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱に準ずるものとする。

2 第1条に規定する目的を達成するため、補助対象者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 本補助金事業の実施により、災害時における福祉避難所開設の実効性を確保するため、高松市福祉避難所等開設・運営マニュアル（協定福祉避難所編）に基づき、本市と連携した訓練、研修等を行うこと。

（2） 本補助金事業を実施することで施設ごとの受入可能人数を次のとおり増加すること。なお、基準となる受入可能人数は、本市から県に提出した事業実施年度の4月1日時点の施設ごとの数とする。

ア 新たに福祉避難所の開設に係る協定を締結する施設：10人以上確保

イ 既に福祉避難所の開設に係る協定を締結している施設：新たに5人以上確保

(交付の対象、補助基準額及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助基準額及び補助率等は別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象事業に係る経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した補助対象者にその旨を通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第8条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手したときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業着手届（様式第5号）を、当該補助事業が完了したときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業完了届（様式第6号）を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、高松市福祉避難所体制整備支援事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に

提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定後に事業（第6条に規定する事業計画書に記載する事業をいう。以下第4号までにおいて同じ）の追加を行う場合。

(2) 補助金の交付決定額に対して増額又は減額を行う場合。

(3) 交付決定を受けた事業間で、補助金の交付決定額の配分変更を行う場合。

(4) 交付決定を受けた事業のうち、一部の事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

2 補助事業者は、前項の規定による変更承認申請をしようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

(2) 変更後の収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 第1項及び第3項の場合においては、第7条の規定を準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了した日（補助事業廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、高松市福祉避難所体制整備支援事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付指令書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の額の確定後、第2項の請求があった場合に、補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12条 補助事業者は、対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金の交付目的に従って適正に管理しなければならない。その際、補助対象年度とともに「高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金により整備」と明示すること。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(証拠書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさ

せ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 補助金の交付の対象及び補助率（第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助率	4 高松市負担限度額
（１）施設改修事業 福祉避難所として避難者を受け入れるために必要な施設改修に係る経費 ＜対象となる施設改修の例＞ 避難スペース確保のための簡易改修、トイレ・入浴施設等の増設など	1 施設当たり 600 万円以内	3 分の 2 以内	1 施設当たり 400 万円以内
（２）資機材整備事業 福祉避難所の運営に必要となる、避難者が直接使用する資機材購入に係る経費 ＜対象となる資機材購入の例＞ 自家発電機、ポータブル電源、介護用ベッド、段ボールベッド、パーテーション、介護用簡易トイレ、車いす など	1 施設当たり 60 万円以内	3 分の 2 以内	1 施設当たり 40 万円以内

※ 申請書類の審査は、先着順により行うが、不備等があれば、順番が入れ替わる場合がある。申請額の合計金額が予算上限に達した場合、その時点で、受付を終了する。

申請は、1 施設当たり 1 年度に 1 回限りとする。

※ 次に掲げるものについては、補助対象事業から除く。

- ・ 建物の新築・増築、大規模改修、耐震化工事
- ・ 車両購入費

- ・ 備蓄物資の購入（食料類、飲料水、毛布類、生理用品、紙おむつ等の消耗品）
- ・ 資機材の更新
- ・ 人件費等の事務的経費
- ・ 他の県補助金の対象となる事業
- ・ その他本補助金の制度趣旨に合致しないと認められる経費

※ 個別具体的には、高松市との協議の上、決定する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付申請書

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 事業名	
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
6 事業の効果（予定）	
7 添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) その他市長が必要と認める書類
8 その他	

事業計画書

1 事業計画

（1）施設改修事業

福祉避難所名	実施前 受入可 能人数	実施後 受入可 能人数	主な事業内容	備考

（2）資機材整備事業

福祉避難所名	実施前 受入可 能人数	実施後 受入可 能人数	主な事業内容	備考

受入可能人数は要綱第 4 条の条件を満たすこと

2 事業概要

改修や整備の概要を記載する他、工事の図面等参考資料を添付すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
高松市補助金	円	
施設負担金	円	
その他収入	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
計	円	

様式第 4 号（第 7 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金の 交付予定額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。 (2) 補助事業に着手したときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業着手届（様式第 5 号）を、当該補助事業が完了したときは、高松市福祉避難所体制整備支援事業完了届（様式第 6 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。 (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。 ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (4) 補助事業が完了したとき（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）は、当該補助事業の完了した日（補助事業廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は当該年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、高松市福祉避難所体制整備支援事業実績報告書（様式第 9 号）を提出しなければなりません。 (5) 補助事業者は、対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により速やかに市長に報告しなければなりません。ただし、補助事業者が全国的に事業

	を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければなりません。市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとします。 (6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。 (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (8) 高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。
--	--

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所 在 地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業に、次のとおり着手したので、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届けます。

1 事業名	
2 補助事業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所 在 地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業が、次のとおり完了したので、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届けます。

1 事 業 名	
2 補 助 事 業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 着 手 年 月 日	年 月 日
4 完 了 年 月 日	年 月 日

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名		
2 変更する事項		
3 変更の内容	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		
5 変更後の 交付申請額	円	
6 変更後の着手・ 完了予定年月日	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
7 添 付 書 類	(1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号） (2) 変更後の収支予算書（様式第 3 号） (3) その他市長が必要と認める書類	
8 そ の 他		

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
のあった補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市福祉
避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1 事業名	
2 中止（廃止） の理由	
3 中止（廃止） 予定年月日	年 月 日
4 中止の場合の 再開予定年月日	年 月 日
5 その他	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所 在 地
名 称
代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補 助 金 の 額	円
2 事 業 名	
3 着 手 ・ 完 了 年 月 日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
4 事 業 の 効 果	
5 添 付 書 類	(1) 事業実績報告書（様式第 1 0 号） (2) 収支決算書（様式第 1 1 号） (3) その他市長が必要と認める書類
6 そ の 他	

事業実績報告書

1 事業実績

（1）施設改修事業

福祉避難所名	実施前 受入可 能人数	実施後 受入可 能人数	主な事業内容	備考

（2）資機材整備事業

福祉避難所名	実施前 受入可 能人数	実施後 受入可 能人数	主な事業内容	備考

受入可能人数は要綱第 4 条の条件を満たすこと

2 要綱第 4 条第 2 項（1）の実施状況

実施事項	訓練 ・ 研修 ・ その他
実施内容	

実施内容、課題等についてできる限り詳細に記載すること

3 事業実施報告

改修や整備の詳細を記載する他、整備内容が確認できる写真や参考資料等を添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額	摘 要
高松市補助金	円	円	円	
施 設 負 担 金	円	円	円	
その他の収入	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額	摘 要
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった 事業につ
いて、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 1 3 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金に係る

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金について、高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 1 2 条に基づき、下記のとおり報告します。

1 補助対象事業及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等